

ディスポーザ排水処理システムの設置について

ディスポーザとは

ディスポーザとは、台所から発生する生ごみを粉碎処理し、下水道に流し込む機器です。

単体ディスポーザは使用しないでください

単体ディスポーザ（排水処理部がついていないもの）からの排水は、下水道に流れると細かいごみが積もって、宅地内の排水管や下水道管の詰まりや悪臭の原因になります。また、下水処理場の処理負担が著しく増え、維持管理に大きな支障となりますので使用しないでください。



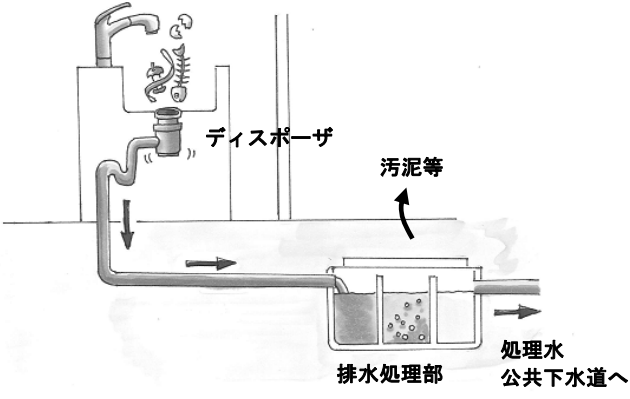
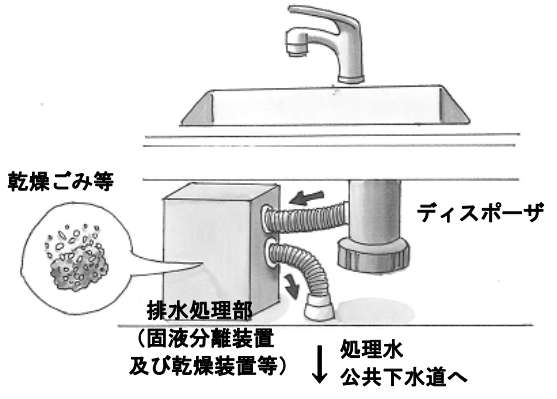
単体ディスポーザ

ディスポーザ排水処理システムは設置できます

町田市では、ディスポーザで粉碎した生ごみを含む排水を排水処理部で処理してから下水道に流すディスポーザ排水処理システムを設置することができます。（町田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱）

「ディスポーザ部」と「排水処理部」から構成され、公共下水道へ流入する汚濁負荷が増大しないことを基本とした製品です。

設置可能なディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ、機械処理タイプ）については、事前に町田市下水道部下水道管理課にお問合せください。

生物処理タイプ	機械処理タイプ
ディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプです。	ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプです。
	

ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は

ディスポーザ排水処理システムの設置前に、町田市排水設備工事指定工事店からの排水設備計画確認申請に加え、規格適合評価書、維持管理業務委託契約書等の添付書類の提出が必要です。

ディスポーザ排水処理システムの維持管理について

ディスポーザ排水処理システムの維持管理については、システム維持管理業者と契約し、適正な維持管理をする必要があります。

問い合わせ先

町田市下水道部下水道管理課指導係

町田市森野2-2-22

電話042(724)4330